

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第54号

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

第5条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附則第8項中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

(新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(新潟市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市職員の再任用に関する条例（平成13年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条

の２第１項第１号」を「厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）附則第７条の３第１項第４号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 第２条の規定による改正後の新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第５条の規定の適用については、当分の間、同条第１項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金が」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第６３号。以下「改正法」という。）附則第４条第３号に規定する改正前国共済法若しくは同条第６号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が」と、同表障害補償年金の項中「障害厚生年金が」とあるのは「障害共済年金又は障害厚生年金が」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金が」とあるのは「改正法附則第４条第３号に規定する改正前国共済法若しくは同条第６号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が」と、同条第２項の表中「障害厚生年金が」とあるのは「障害共済年金又は障害厚生年金が」とする。